

建設工事に関する制限付き一般競争入札の共通公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により実施する制限付き一般競争入札について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び上越市ガス水道事業会計規程（昭和48年管理規程第14号）第119条で規定する公告事項のうち建設工事に共通する事項を次のとおり公告する。

なお、工事概要及び個別の入札参加資格要件等は、工事ごとの入札公告で定めるものとする。

令和4年4月1日

上越市ガス水道事業管理者

1 入札参加資格要件

次の要件を全て満たす企業又は特定共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当していないこと。
- (2) 本工事に係る競争参加資格確認申請書の提出日から本件工事の開札日までの間において、上越市ガス水道局建設工事請負業者指名停止措置要領（令和4年2月7日実施）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 本工事に係る競争参加資格確認申請書の提出日から本件工事の開札日までの間において、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定により指示又は営業の停止を受けていないこと。
- (4) 本工事の契約を締結する日の1年7か月以内の日を審査基準日とする建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値通知書を提出できること。
- (5) 連結財務諸表を作成しているか否かにかかわらず金融商品取引法上、連結財務諸表に含むものとされるグループ企業又は会社の代表権を有する人が同じ人である企業は、いずれか1社しか入札に参加できない。

2 入札金額の記載

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札額とするので、入札者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 本公告及び工事ごとの入札公告に示した入札参加資格のない企業又は共同企業体が行った入札。
- (2) 落札者が決定するまでに入札参加資格要件に該当しなくなった企業又は共同企業体が行った入札。
- (3) 入札書に記名又は押印がない入札。
- (4) 入札金額を訂正した入札（訂正印のある場合を除く）。
- (5) 1件の入札案件に対して同一の入札者が2以上の入札を行った場合は、その全ての入札。

- (6) 脅迫その他不正の行為によって行った入札。
- (7) 工事費内訳書の提出を入札の参加要件としている場合で、以下のいずれかの項目に該当する場合。
 - ア 未提出と認められる場合
 - イ 記載すべき事項が欠けている場合
 - ウ 入札金額と一致していない場合
 - エ その他不正を疑う事項がある場合

4 入札参加資格要件確認書類の提出

予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格で入札した企業又は共同企業体を落札候補者とし、入札参加資格要件の有無を審査する。

落札候補者は、入札公告で指定する日までに、入札参加資格要件確認書類を持参によりガス水道局総務課に提出するものとする。

5 落札者の決定方法

落札候補者の入札参加資格要件について審査した結果、資格が有ると認められた場合、落札候補者を落札者とする。

落札者には、落札決定通知書により通知する。

6 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入するものとする。ただし、契約保証金に代わる担保となる金融機関若しくは保証事業会社の保証に付したときは、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとする。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、または履行保証保険契約の締結を行ったときは、契約保証金を免除する。

7 入札の中止

上越市ガス水道事業会計規程第129条の規定に該当する場合のほか、対象工事の入札参加資格者が少数で、競争性が確保できないと判断される場合は入札を中止する。

8 その他

- (1) 本共通公告は、上越市ガス水道事業会計規程及び上越市ガス水道局制限付き一般競争入札実施要綱に基づく。
- (2) 入札に係る書類は、総務課窓口及び上越市ガス水道局ホームページより入手できる。
(<https://gwhp.city.joetsu.niigata.jp/nyusatu/download/shorui/>)
- (3) 本公告に関する問い合わせ先は下記のとおりとする。

上越市ガス水道局 総務課 契約管財係
TEL 025-522-5518 FAX 025-525-9969